

議案第 22 号

北本市手数料条例の一部改正について

北本市手数料条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 26 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市手数料条例の一部を改正する条例

北本市手数料条例（平成 12 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 78 号を第 79 号とし、第 46 号から第 77 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 45 号の次に次の 1 号を加える。

(46) 建築基準法第 12 条第 8 項に規定する台帳の記載事項に関する証明書の交付手数料 1 通につき 400 円

第 2 条第 4 項中「第 1 項第 48 号」を「第 1 項第 49 号」に改める。

第 3 条第 1 項中「前条第 1 項第 48 号」を「前条第 1 項第 49 号」に改める。

第 5 条第 8 項中「第 2 条第 1 項第 49 号から第 78 号まで」を「第 2 条第 1 項第 50 号から第 79 号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。